

京都市告示第 308 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 21 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	醍醐水0117号	伏見区醍醐大高町12番地の2地先 同町100番地の18地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大枝水0184号	西京区大枝中山町2番地の8地先 同町2番地の44地先	
2	竹田水0078号	伏見区竹田青池町4番地の2地先 同町3番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)